

国立大学法人岡山大学職員初任給調整手当支給内規

〔平成28年11月29日〕
学 長 裁 定

国立大学法人岡山大学職員給与規則（平成16年4月1日岡大規則第14号。以下「給与規則」という。）第12条に定める初任給調整手当の支給については、別に定める場合を除き、この内規の定めるところによる。

給与規則第12条第3項の初任給調整手当額表は、次表のとおりとする。

期間の区分	手当額
1年未満	50,600 円
1年以上 2年未満	50,600
2年以上 3年未満	50,600
3年以上 4年未満	50,600
4年以上 5年未満	50,600
5年以上 6年未満	50,600
6年以上 7年未満	48,800
7年以上 8年未満	47,000
8年以上 9年未満	45,200
9年以上 10年未満	43,400
10年以上 11年未満	41,600
11年以上 12年未満	39,800
12年以上 13年未満	38,000
13年以上 14年未満	36,200
14年以上 15年未満	34,800
15年以上 16年未満	33,400
16年以上 17年未満	32,000
17年以上 18年未満	30,600
18年以上 19年未満	29,200
19年以上 20年未満	27,800
20年以上 21年未満	26,400
21年以上 22年未満	25,800
22年以上 23年未満	25,200
23年以上 24年未満	24,200
24年以上 25年未満	23,600
25年以上 26年未満	23,000
26年以上 27年未満	22,400
27年以上 28年未満	21,800
28年以上 29年未満	21,000
29年以上 30年未満	20,700
30年以上 31年未満	20,300
31年以上 32年未満	19,700
32年以上 33年未満	18,800
33年以上 34年未満	17,900
34年以上 35年未満	17,200

附 則

この内規は、平成28年12月1日から施行する。ただし、この内規の施行の日に在職する職員については、この内規の規定を平成28年4月1日から適用する。